

官ノ暴行ニ因ル死ニナリトノ疑念ヲ抱キ官憲糾弾ノ遂行傳ニ好  
 材料ナリトシテ直チニ辯護士布施辰治、細道兼光、医師島島  
 ニ調査方ヲ依頼シ一方組合員ヲ死者ノ實父ノ許ニ派シテ意ヲ含メテ  
 屍体引取リヲ逶迤セシムルノ方法ヲ講ジ道々昨亦六日右派護士  
 及医師ハニニ組合員ト共ニ南千住警察署ニ出頭屍体ノ檢診ヲ求  
 メタルヲ以テ全署ニ於テハ之ヲ承認ス人等ハ仔細ニ檢診ヲ爲  
 シタルカ何等疑フヘキ矣ナク馬島醫師ハ心臓麻痺ト断定辭上ス  
 シタリ

尚組合員等ハ屍体ノ解剖ヲ求メントスル意嚮ナリ  
 右及中(送)報候也

務理事

労働課長

事務主任

昭和一年七月四日  
 秘 第 一 九 八 二 號

警視總監 宮田 光雄

内務大臣 鈴木 喜三郎 殿

社 會 局 長 官 殿

北海道京都大阪神奈川兵庫愛知  
 静岡福岡各府府縣長官 殿

日本花水義談労働争議ニ関スル件 (第四報)

一 争議團ノ状況

争議團本部ニハ毎月罷業職工約三〇名集合組合幹部等

2.7.8  
 986